



# 鹿児島県医師修学資金貸与制度 「特定診療科枠」のご案内

平成30年度版

【医療人材確保対策室 医師確保対策係】

## 全国の医学部生の皆さんへ

### 医師修学資金を貸与します！

鹿児島県では、将来、特定診療科（産科（産婦人科）、小児科、麻酔科）の医師として勤務しようとする医学生に修学資金を貸与します。

### 鹿児島県内での臨床研修を考えている方！

鹿児島大学病院又は鹿児島県立病院群での初期臨床研修後、貸与を受けた期間と同じ期間、鹿児島県内の指定医療機関の特定診療科で勤務すると、修学資金の返還が免除されます。

## 年間90万円，最大540万円を貸与！

※6年間貸与時

- 貸与額** 月額75,000円
- 貸与期間** 1年生（6年間）、2年生（5年間）、3年生（4年間）、4年生（3年間）、5年生（2年間）、6年生（1年間）
- 指定医療機関** ①国立病院機構指宿医療センター、②済生会川内病院、③県立鹿屋医療センター  
④種子島産婦人科医院（産科）、⑤県立大島病院

4. **申請期間等**

申請期間	支払時期	支給対象
H30. 5. 11～H30. 6. 15	H30. 7. 31	4～9月分
	H30. 10. 26	10～12月分
	H31. 1. 31	1～3月分

- 募集定員** 5人
- 提出先** 鹿児島県 保健医療福祉課 医療人材確保対策室 医師確保対策係  
(持参または簡易書留による郵送)
- 提出書類** 修学資金貸与申請書、最近の学業成績証明書等、連帯保証人の印鑑証明書  
※詳細及び様式については、鹿児島県のホームページをご確認ください。
- 貸与決定** 書類審査及び面接の上決定します。  
※貸与決定者が募集定員に達し次第、受付を終了します。

## 9. 卒業後の勤務について

- ・ 初期臨床研修（2年間）は鹿児島大学病院と県立病院群から選択できます。
- ・ 初期臨床研修後，貸与期間の2倍の期間内に，貸与を受けた期間と同じ期間，指定医療機関の特定診療科で勤務を行います。

### ☆ 勤務イメージ

貸与 開始年次	卒後	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
1年次	初期臨床研修	指定医療機関の特定診療科で勤務(6年間)													
2年次		" (5年間)													
3年次		" (4年間)													
4年次		" (3年間)													
5年次		" (2年間)													
6年次		" (1年間)													

## 10. 貸与制度のポイント

初期臨床研修を **鹿児島大学病院**，  
又は **鹿児島県立病院群** のプログラムで  
受けようと思っている方

将来， **鹿児島県内の医療機関**  
で勤務し，医師としてキャリア形  
成を行おうと考えている方



鹿児島 PR キャラクター ぐりぶー

**貸与期間と同じ期間の勤務で返還免除です!!**

※勤務を行わない場合，利息（年10%×貸与年数）を含めた貸与額を一括返還することになります。

## 11. お問い合わせ先

鹿児島県 保健医療福祉課 医療人材確保対策室 医師確保対策係

【住 所】〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

【電 話】099-286-2653 【F A X】099-286-5552

【M a i l】iryokaikaku-ishikakuho@pref.kagoshima.lg.jp

【ホームページ】ホーム > 健康・福祉 > 医師確保 > 鹿児島県の医師確保対策 > 医師修学資金貸与制度

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/doctorbank/taisaku/syuugakutaiyo1.html>